

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(償還金)</p> <p>第15条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p>第5章 雑則</p> <p><u>(支給審査委員会の設置)</u></p> <p>第16条 <u>区に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、墨田区災害弔慰金等支給審査委員会を置く。</u></p> <p>2 <u>墨田区災害弔慰金等支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他区長が必要と認める者のうちから、区長が任命する。</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、墨田区災害弔慰金等支給審査委員会に関し必要な事項は、区長が定める。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第17条 <u>この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第15条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第16条 <u>この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>〔新設〕</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

※災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p><u>第4章 災害援護資金の貸付け（第10条～第17条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第18条・第19条）</u></p> <p>附則</p> <p>（都道府県の貸付け）</p> <p>第11条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第13条第1項、<u>第14条第1項、第16条、第18条及び附則第2条第1項</u>を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>（償還金の支払猶予）</u></p> <p><u>第13条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。</u></p> <p>（償還免除）</p> <p><u>第14条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p><u>第4章 災害援護資金の貸付け（第10条～第15条）</u></p> <p>[新設]</p> <p>附則</p> <p>[同左]</p> <p>第11条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第13条第1項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[同左]</p> <p><u>第13条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若し</u></p>

身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる」と認められるとき。

2・3 [略]

(貸付金の償還方法)

第15条 市町村は、都道府県からの貸付金の償還期間の終期前1年までの間は、災害援護資金の償還を受けたときに、政令の定めるところにより、償還を受けた金額（利子及び延滞利子に係る金額を除く。第3項において同じ。）に相当する金額を都道府県に償還するものとする。

2・3 [略]

(報告等)

第16条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(政令への委任)

くは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

[新設]

[新設]

2・3 [略]

[同左]

第14条 [同左]

2・3 [略]

[新設]

[同左]

第17条 第10条から前条までに規定するもののほか、災害援護資金の貸付方法、貸付条件その他災害援護資金の貸付け（これに係る都道府県及び国の貸付金の貸付けを含む。）に関し必要な事項は、政令で定める。

第5章 雑則

(市町村における合議制の機関)

第18条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(制度の周知徹底)

第19条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

第15条 〔同左〕

〔新設〕

【施行期日】 令和元年8月1日

※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正

改正後	改正前
	<p><u>(償還金の支払猶予)</u></p> <p><u>第10条</u> 市町村は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第7条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。</p> <p>2. <u>前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。</u></p>

<p>(都道府県の貸付金の償還期間)</p> <p><u>第10条</u> 法第11条第2項に規定する償還期間は、11年とする。</p> <p>(国の貸付金の償還期間)</p> <p><u>第11条</u> 法第12条第2項に規定する償還期間は、12年(指定都市に対する貸付金にあっては、11年)とする。</p> <p><u>(償還金の支払猶予)</u></p> <p><u>第12条</u> 法第13条第1項の政令で定めるやむを得ない理由は、盗難、疾病、負傷その他市町村がやむを得ないと認める事情があることとする。</p> <p>(法第15条の規定による貸付金の償還方法)</p> <p><u>第13条</u> 法第15条の規定による貸付金の償還は、毎年度4月1日から9月30日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の3月31日までに、毎年度10月1日から3月31日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の9月30日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。</p> <p>附 則 [略]</p>	<p><u>(法第13条第1項ただし書に規定する政令で定める場合)</u></p> <p><u>第11条</u> 法第13条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる<u>と認められる場合とする。</u></p> <p>[同左]</p> <p><u>第12条</u> [同左]</p> <p>[同左]</p> <p><u>第13条</u> [同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(法第14条の規定による貸付金の償還方法)</p> <p><u>第14条</u> 法第14条の規定による貸付金の償還は、毎年度4月1日から9月30日までの間に償還を受けた金額については、当該年度の3月31日までに、毎年度10月1日から3月31日までの間に償還を受けた金額については、翌年度の9月30日までに、それぞれその期間ごとにとりまとめて行うものとする。</p> <p>附 則 [略]</p>
--	--

【施行期日】 令和元年8月1日